主 文 原告の請求をいずれも棄却する。 訴訟費用は原告の負担とする。 事実及び理由 第 1 31 原告が、被告のⅢ級成果区分③の地位にあることを確認する。 2 被告は、原告に対し、別紙請求額一覧表の請求額(円)欄記載の各金員及びこれらに対する起算日(支給日)欄記載の日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。 事案の概要 4年12月分,同15年6月分,同年12月分,同16年6月分)及びこれらに対する遅延損害金の支払を求めた事案 である。
1 争いのない事実等(証拠等で認定した事実は当該証拠等を文末に掲記する)
(1) 被告は、昭和52年12月、富士電機株式会社(以下「富士電機」という)と富士通株式会社(以下「富士通」という)が出資して設立された資本金12億円の株式会社であり、制御用電子計算機システムの製造及び販売等を業としている。被告には、会社設立から平成13年2月末日までの間は、いわゆる正社員と呼ばれる期間の定めなく雇用された労働者(以下「社員」という)はおらず、富士電機及び富士通からの出向社員が被告の仕事に従事しており、就業規則もそれぞれの会社の就業規則が、それぞれの会社の出向社員に適用されるという、変則的な二重の労務管理が行なわれていた。被告は、前記変則的な二重の労務管理を解消するために、平成13年3月1日、富士電機、富士通から被告に出向していた社員を、社員の同意の下、出向元会社を退社させて被告に転籍させ、被告の制定した就業規則の下で勤務させることにした。(証人P1【1、3頁】、弁論の全趣旨)
(2) 原告は、富士電機の社員であり、平成10年ころから、被告に出向していたが、同13年3月1日、富士電機を退社し、被告に転籍した。 である (2) 原告は、富士電機の社員であり、平成10年ころから、被告に出向していたが、同13年3月1日、富士電機を退社し、被告に転籍した。
(3) 富士電機及び被告はいずれもユニオンショップ制を採っている。このため、原告は、被告に転籍前は富士電機労働組合(以下「FD労組」という)の組合員であり、被告に転籍後も同社の従業員で組織されたエフ・エフ・シー労働組合(以下「FUN」という)が結成されるまでの間は従前どおりFD労組の組合員であり、FUNが結成された平成13年6月29日以降は、FUNの組合員となっている。(証人P1【11頁】、弁論の全趣旨)
(4) 被告は、平成13年3月1日、就業規則1条記載の被告従業員のうち、一般社員(従業員のうち、幹部社員、嘱託、定期社員を除いた3)の処遇に関し、一般社員処遇規程(以下「本件処遇規程」という)を制定したが、その内容は、概略、次のとおりである(甲10、乙2の1及び2)。アー般社員の処遇体系をⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳの4つの等級で構成する。イ等級とは、業務上、各人が担う職責の重さであり、職責とは、ビジネス遂行上、各人が担う果たすべき課題を意味する。 する。 ウ 各等級の職責の重さは、次のとおりとする。 Í級 初任格付け 上司の指示に基づき,主として定められた要領・規定・前例に従い業務を進めることに加え,簡単な応用業務を 遂行できるレベル。 Ⅲ級 上司の一般的な管理のもとに,専門的・応用的な知識,技術に基づき,担当する範囲の業務を一部例外的な処理 も含め自ら企画・立案し進めることができるレベル。また,担当範囲の責任者として,プロジェクト管理等事業運営に かかわる事項の管理を行なう 評価の分布は、次のとおりである。 評価ランク 評価ポイント 分布 10% E .3 20% 2 G 50% Н 0 20% .カ Ⅲ・Ⅳ級は、目標管理制度の評価による絶対評価とする。評価ランク・評価ポイント・定義(絶対評価の基準)は、次のとおりである。 評価ランク 評価ポイント 定義 (絶対評価の基準) 目標を大幅に上回る成果 SS 4 S 目標を上回る成果 3 2 目標達成 Α В 1 目標未達 1 日標木達 O 目標を大幅に未達 I ~IV級においては、それぞれ①、②、③、④、⑤の成果区分を設定する。 処遇の見直しは、昇級・降級・復級及び成果区分の見直しとし、毎年6月1日付けで行なう。 昇級とは、上位等級への見直しを意味し、次の基準によって行なう。 Y) I 級→II級 入社2年目に自動的に昇級) II級→II級 直近2年4期の評価ポイント合計が4点以上であることその他 P) II級→IV級 直近2年4期の評価ポイント合計が10点以上であることその他 II級→IV級 直近2年4期の評価ポイント合計が10点以上であることその他 P ○ II級→IV級 直近2年4期の評価ポイント合計が10点以上であることその他 С (ア)

各級共通

(1) | 成果区分の見直しは、年1回行い、前年度上期・下期の評価により次のとおり決定する。

```
Ⅱ級 (相対評価)
  評価の組合せ
                                                                                                                                                                                                 成果区分
                                                                                                                                                                                                 区分5区分4
  E/E
  Ē/F,
   E/F, F/F, E/G
F/G, E/H, G/G, F/H
                                                                                                                                                                                                 区分③
  G/H, H/H
(イ) Ⅲ, IV級(絶対評価)
評価の組合せ 成果区分

SS/SS 区分(5)

SS/S, S/S, SS/A 区分(4)

S/A, SS/B, A/A, S/B, SS/C 区分(3)

A/B, S/C, B/B, A/C 区分(2)

B/C, C/C 区分(5)

Z Ⅲ・IV級への昇級の場合は、上位等級の成果区分(5)に格付ける。

セ Ⅱ・Ⅲ級への降級の場合は、下位等級の成果区分(5)に格付ける。

・ 収定した当年度成果区分が前年度成果区分と比較し、2区分以上ダウンする場合は、1区分ダウンにとどめる。

(5) 被告は、平成13年4月1日、就業規則50条、本件処遇規程を受けて、賃金規程を制定したが、その内容は、概略、次の通りである(甲91, 乙1, 3)。

第3条(賃金の体系)

賃金体系は次の通りとする。

1. IV・Ⅲ級(CREATE勤務者)

成果累積給、成果給、生計手当、CREATE勤務手当

2. IV・Ⅲ級(CREATE勤務者以外)

成果累積給、成果給、生計手当、時間外勤務手当

3. II・I級
  評価の組合せ
                                                                                                                                                                                                 成果区分
                    Ⅱ • I級
          成果累積給,
                                                            成果給, 不就業手当, 生計手当, 時間外勤務手当
 「成未来情紀、成未紀、不就未子当、王訂子当、時間外勤務于当
第14条(成果累積給)
「成果累積給は所定労働日にかかわりなく下記算式により支給するものとし、準欠勤・フレックス準欠勤についてはその時間分を控除する。但し、Ⅳ級、Ⅲ級に対しては定額とする。
「成果累積給一成果累積給/月平均所定労働日数×休暇欠勤日数
           第15条(成果給)
第15条(成果給)
1. IV級、 II級に対し、別表第1 (略)の賃率表に定める額を定額により支給する。
2. II級、 I級に対し、別表第1 (略)の賃率表に定める額を定額により支給する。
2. II級、 I級に対し、別表第1 (略)の賃率表に定める額を所定労働日にかかわりなく下記算式により支給するものとし、準欠勤、フレックス準欠勤についてはその時間分を控除する。
成果給一成果給/月平均所定労働日数×休暇欠勤日数
(6) 以上のとおり、被告においては、社員の処遇体系は、職責の重さ、すなわちビジネス遂行上、各人が担う果たすべき課題に応じて、 I級からIV級までの等級に区分され、また、 I級を除くそれぞれの等級が①から⑤までの5段階の成果区分に分けられており、等級及び成果区分に応じて成果給の額が定められ、等級に応じて成果累積給が定められる内容となっている(甲10、乙2の1及び2、同3、弁論の全趣旨)。
(7) 原告は、被告に転籍し、II級成果区分③(月額給与30万1450円)に格付けられた。
(8) 被告は、平成14年6月4日、FUNとの間で、窓口協議の場において、本件処遇規程によれば、降級は直近2年4期の評価ポイント合計が2点以下と規定されているが、同14年度に限り、①1年2期の評価ポイントの合計が1点以下の者を降級対象とし、②対象者のうち、所属長が、現等級(平成13年度等級)の等級定義に照らした目標とが合意と判断した者とすること、③被告において降級対象者に対して十分な説明とその後の動機付けがが合意とが合意された(以下「本件労使合意」という)(乙11、12、13の1及び2、同33、証人P1【1頁】)。(9) 被告の原告に対する平成13年上期・下期の評価はいずれもC(目標を大幅に未達、評価ポイントの)であった。
金、賞与の支払を求めている。
      2 争点
(1) 本件労使合意の効力,意味等
【被告の主張】、、、、、 (2)
                 労働協約・労使慣行
ア 労働協利・労使負行

(ア) 富士電機とFD労組との間には、労使で合意した事項は、書面化すると否とを問わず、これを労働協約の一部

とするという長年の労使慣行が存在していた。被告とFUNは、この慣行を承継した。

(イ) したがって、本件労使合意は、口頭でされたものであるが、上記労使慣行により労働協約としての効力を有し

ており、FUNの組合員である原告は当該労働協約に拘束される。

(ウ) 仮に労働協約としての効力を有するためには、合意内容を書面化することが必要だとすれば、被告は、平成1

5年8月18日、FUNとの間で、本件労使合意を確認書という形で書面化しており、本件労使合意が口頭でされたと

の瑕疵は、前記確認書により治癒している。

イ 早まトの合意(任用)
   イ 民法上の合意(代理)
(ア) FUNは、原告で
                                     FUNは、原告を含む組合員全員から、昇級・降級に関する事項につき、包括的な交渉・妥結権限を与えられ
  ている。
   \tilde{(1,1)} \tilde{(1,1)
```

- ウ 原告と被告との間の個別合意(明示的合意)
- (ア) 原告の上司であったP2総務部長は、平成14年6月24日、原告に対し、本件労使合意の内容(同年度は1年2期の評価ポイントの合計が1点以下の者を降級対象とする)を説明し、原告が降級対象者であり、同年6月1日付 Ⅲ級成果区分③からⅡ級成果区分⑤に降級させる旨伝えた。原告は、P2総務部長の前記説明に納得し、本件降
- 級に対し、異議を述べなかった。 (イ) 原告は、P2総務部長の説明後約半年間は、被告に対し、本件降級に異議があるとの意思表示をしたことはな

- (イ) 原告は、P2総務部長の説明後約半年間は、被告に対し、本件降級に異議があるとの意思表示をしたことはなく、Ⅱ級成果区分⑤の賃金を異議なく受領していた。
 (ウ) したがって、原告は、平成14年6月24日、被告との間で、同年度の降級は、本件労使合意と同一の基準に従って行うことについて、個別的に合意したというべきである。
 エ 原告と被告との間の個別合意(黙示的合意)
 (ア) 原告らが被告に転籍するに当たっては労働条件に関し未解決の問題が山積していたところ、被告は、平成13年3月1日ころ、原告を含む被告に転籍した従業員との間で、前記未解決の問題に関しては、転籍後に労使協議を行うなかで合意し、前記転籍者は、これらの労使合意を個々の労働条件として受け入れることを黙示的に合意した。
 (イ) 被告とFUNは、前記黙示の合意の範囲内において、平成14年度の降級基準について本件労使合意をしたのであるから、本件労使合意は、原告を拘束する。
- 一般的労務指揮権
- る(ア) 本件処遇規程には、平成14年度の昇給・降級基準が記載されていなかった。 (イ) そこで、被告は、労働条件に関する労働契約の空白の部分につき、包括的に有する労務指揮権に基づき、原告に対し人事権を発動し、降級を指示したのであり、かかる指示は有効である。 カ 本件処遇規程の解釈(被告の答弁書第2Ⅱ6、9Ⅰ(1)、第2準備書面第1、3(2)①、第4準備書面第1、
- 3 (5) 5等)
- (ア) (イ) グ 前記才(ア)と同一であるので、当該部分を引用する。 前記のとおり、本件処遇規程には平成14年度の降級基準が記載されておらず、記載が欠落していたので、被 同年度については1年2期評価ポイントの合計が1点以下の者を降級対象とする旨解釈することにし、FUNも 告は、同年度については1年と期計順の 本件労使合意で、かかる解釈を承認した。

【原告の主張】

- 【原音の主張】 ア 労働協約・労使慣行に対し (ア) 【被告の主張】アの(ア)ないし(ウ)はいずれも争う。 (イ) 被告とFUNとの間で、書面化されない労使合意が労働協約として有効であるとの労使慣行はないし、仮にそのような労使慣行があるとしたら、労働組合法14条に違反するものであり、無効である。労働協約は、合意内容が書面化されてはじめて組合員を拘束する効力を有するのであり、口頭の合意は労働協約としては効力がない。なお、本件労使合意から1年以上経過後に、合意内容を書面化しても、瑕疵は治癒されない。 (ウ) 本件労使合意は、平成14年6月4日になってされたものを、同月1日に遡って効果を遡及させるものであり、無効である。
- (ウ) 本件分版ロ心。 り、無効である。 イ 民法上の合意(代理)に対し 「一本生の主張】イの(7

- イ 民法上の合意 (代理) に対し (ア) (イ) はいずれも争う。 (イ) 原告は、FUNに対し、昇級・降級に関する事項につき包括的な交渉・妥結権限を与えていないし、平成14年度の降級に関する本件労使合意はFUNの組合規約に従った手続ではないので、原告を拘束する効力はない。 ウ 原告と被告との間の個別合意 (明示的合意) に対し (ア) 【被告の主張】 ウの (ア) ないし (ウ) はいずれも争う。 (イ) 原告は、平成14年6月24日、P2総務部長に対し、降級は直近2年4期の評価ポイントの合計で決まるはずであると直ちに抗議しており、個別的合意が成立していないことは明らかである。 エ 原告と被告との間の個別合意 (黙示的合意) に対し (ア) 【被告の主張】エの (ア) (イ) はいずれも争う。 (イ) 転籍に当たっての未解決の労働条件中に平成14年度の降級基準は入っていない。本件処遇規程により、降級は、直近2年4期の評価ポイントの合計によって行うことが決まっていたからである。 (ウ) 本件労使合意は、FUNの組合規約に違反する合意であり、このような組合規約違反の合意に、組合員である原告が拘束されるいわれはない。 オー般的労務指揮権に対し (ア) 【被告の主張】オの (ア) (イ) はいずれも争う。

- 7 成門の76指揮権に対し (ア) 【被告の主張】オの(ア) (イ) はいずれも争う。 (イ) 本件処遇規程には、平成14年度の昇給・降級基準が記載されている。すなわち、直近2年4期の評価ポイントの合計で決めることが明記されている。 (ウ) 労務指揮権だけで、賃金減額を伴う隆級基準を決定することはできないはずである。 カ 本件処遇規程の解釈に対し

- (ア)
- スタイプ (ア) 「被告の主張」カの(ア) (イ) はいずれも争う。 (ア) 【被告の主張】カの(ア) (イ) はいずれも争う。 (イ) 本件処遇規程には、平成14年度の昇給・降級基準は直近2年4期の評価ポイントの合計で決めることが明記されており、被告の本件処遇規程の解釈は誤っている。 (2) 被告の原告に対する平成13年上期・下期の評価は相当か。
- 【被告の主張】

- 最終的な評価の確定がされる。
- ところで、原告は、平成13年上期の目標評価シートを上期期間中に提出せず、上期が終了した後に提出した。こ

のため、原告の提出した平成13年上期の目標評価シートは、目標自体が達成度にあわせて「あとづけ」で設定されて

原告の上司であるP2総務部長は、原告に対し、平成13年上期の評価がC評価となったこと及びその理由を説明

カ 原告の上司である P2総務部長は、原告に対し、平成 13年上期の評価が C 評価となったこと及びその埋由を説明したところ、原告は、異議を述べなかった。 キ 原告は、平成 13年下期には、期初に、被告に対し、目標評価シートを提出した。当該目標評価シートには、原告の設定した個別業務目標及びウエイトとして、安全衛生規程及び要綱の完成(25%)、新しい会社案内の作成(25%)、オフィスの整理整頓の推進(25%)、 α 地区環境 1500の推進(25%)と記載されていた。 ク 被告は、前記原告の個別業務目標について、①安全衛生規程は作成したが、安全衛生要綱は完成することができず、仕事をそのまま放置した、②新しい会社案内は平成 13年 150月に完成する予定であったのが、同 151 151 152 153 153 153 153 153 153 154 153 153 153 153 153 154 153 15

ア 【被告の主張】のうちアないし工は認める。同才のうち、原告が平成13年上期の目標評価シートを同年上期終了後に提出したこと、被告が原告の同年上期の成績をCと評価したことは認めるが、その余は否認する。同力は争う。同キは認める。同クのうち、被告が原告の平成13年下期の成績をCと評価したことは認めるが、その余は否認する。同 ケは争う。

イ 原告が、平成13年上期の目標評価シートを提出するのが遅れたのは、部の目標設定がなかったか、あるいは設定が遅かったことによるものであり、原告に責任はない。また、原告の提出した平成13年上期の目標評価シートはあとづけのものではない。なぜなら、環境ISOについては期初に富士電機に提出して承認されているし、 α 地区の再配置 予算も事前に決まっていたからである。

原告が平成13年上期に行った仕事は、概略、次のとおりである。

グ 原音が平成する年上期に17つだは事は、極略、次のとおりである。 (ア) 環境 I S O について 原告は、幹部社員である P 3 担当課長(以下「 P 3 課長」という)の仕事を肩代わりして行っており、幹部社員に近い仕事をしている。しかも、原告は、被告の子会社である株式会社 F F C システムズの環境 I S O の支援もしている。 (イ) α 地区の再配置について 幹部社員に近

原告は、平成13年上期に、旧産業ソリューション部の設備、備品をα地区(日野市)から本社(渋谷区)に移動する仕事に従事している。当該仕事では、原告が業者との窓口となって手配を進め、移動当日には原告が1人で業者を指揮しており、Ⅲ級職の役割を果たしている。

α地区動力費について

原告は、平成13年上期に、動力費の按分等について、富士電機と交渉しており、按分を含む動力費のチェックはⅢ 級職相当の仕事である。

(エ) 以上のとおり、原告は、平成13年上期、皿級職としての目標を達成しており、評価はA(目標達成)とすべ きである。

エ 原告が平成13年下期に行った仕事は、概略、次のとおりである。

安全衛生規程及び要綱について

新しい会社案内の納期は幹部社員の方針転換で延期されたが,延期された納期までには作成しており,何ら問題はな い。(ウ)

。 ウ) オフィスの整理整頓について 原告は、平成13年下期に、倉庫の不要品1200箱を処分し、事務所スペースも83㎡確保という成果を出してい る。被告は、 廃却倉庫が一時あふれたことを問題とするが、何ら実害はなかった。

α地区環境ISOについて

、正 原告は、平成13年下期、紙リサイクル率計算方法の改善、化学物質の環境影響評価等の工夫をしている。原告は、 富士電機による監査時には、推進員であるP3課長に代わり、すべての質問に答えている。 (オ) 以上のとおり、原告は、平成13年下期、Ⅲ級職としての目標を達成しており、評価はA(目標達成)とすべ

きである。 (3) 被告の原告に対する平成14年上期・下期の評価は相当か。

【被告の主張】

プラスパース 「原告の平成14年上期の仕事振りは、相変わらずきめ細かな指示をしなければ仕事が進んでいかない状況であり、 事業統括部全体で他のⅡ級職の社員と比較して、特に原告が秀でているとはいえなかった。そこで、被告は、原告の平成14年上期の成績を、Ⅱ級職としての標準評価であるGと評価した。 ウ 原告の平成14年下期の仕事振りは、同年上期と変化がなく、相変わらずきめ細かい指示をしなければ仕事が進んでいかない状況であり、事業統括部全体で他のⅢ級職の社員と比較して、原告が特に表現しまでいるとはいえなかった。そ

でいかない状況であり、事業就指部主体で他のⅡ級職の社員と比較して、原告が特に努さているとはいえなからだ。で こで、被告は、原告の平成14年下期の成績を、Ⅱ級職としての標準評価であるGと評価した。 エ 以上のとおり、原告は、平成14年上期・下期ともGの評価しか受けていないので、本来であれば、前年度G/G の評価を受けた者の格付けであるⅡ級成果区分③にダウンすべきところ、「決定した当年度成果区分が前年度成果区分 と比較し2区分以上ダウンする場合は、1区分ダウンにとどめる。」という本件処遇規程7条2項④ivの規定により、 15年のもまま

【原告の主張】

「本音の主張」アは認める。同イのうち、被告が原告の平成14年上期の評価をII級職としての標準評価であるGと評価したことは認めるが、その余は否認する。同ウのうち、被告が原告の平成14年下期の評価をII級職としての標準評価であるGと評価したことは認めるが、その余は否認する。同エのうち、本件処遇規程7条2項IIの内容が被告主張のとおりであること、被告は、平成15年6月1日付けで、原告をII級成果区分IICに格付けしたことは認めるが、 エ版のに弱っての。 その余は争う。 イ 平成14年上期の評価について

原告は、平成14年上期について、目標評価シートを作成した。P2総務部長は、当該目標評価シートに記載された4項目の個別業務目標について、ABBAと評価している。のみならず、原告は、平成14年7月、P4担当課長(幹部社員、以下「P4課長」という)から部門推進員の役目を引き継ぎ、サーベイランス(査察)に合格している。以上のとおり、原告は、平成14年上期、Ⅲ級職以上の仕事をしていたことは明らかである。

平成14年下期の評価について

新宿地区での環境ISO取得の担当となり、準備を開始 し, in (イ) 同15年9月,

る。
(ウ) 原告は、平成14年下期、ISO14001取得済みの会社を訪問し、取得のための取材を行った。
(エ) 以上のとおり、原告は、平成14年下期、Ⅲ級職以上の職責を果たしている。
エ 被告は、原告に対する平成14年6月のⅢ級成果区分⑤からⅡ級成果区分⑥への本件降級処分が正しいという前提で、同15年6月の本件成果区分の見直し(Ⅲ級成果区分⑥かる旧級成果区分のの成果区分の直直し)を行っている。しかし、そもそも、被告の原告に対する平成14年6月の本件降級処分が違法である以上、同15年6月の本件成果区分の見直しも違法となる。なぜなら、被告の処遇制度は、前年度の処遇をもとに処遇の見直しを行う仕組みとなっているからである。したがって、被告の原告に対する平成14年上期・下期の評価は、本来はⅢ級職に相応しいか否がで評価を行うべきである。
第3 争点に対する判断
1 本件労使合意の効力、意味等(争点(1))
(1) 労働協約・労働慣行の成否
ア 本件労使合意は、被告とFUNとの間の口頭の合意によりなされている(争いのない事実等(8))。被告は、被告(使用者)とFUN(労働組合)との間の口頭でなされた合意も、労働協約として有効であると主張するので、以て、この点について判断する。
イ 労働組合法14条によれば、使用者と労働組合との間で労働条件その他の合意が成立しても、合意内容が書面に記る、労働組合法14条によれば、使用者と労働組合との間で労働条件その他の合意が成立しても、合意内容が書面に記る、分割組合法14条によれば、使用者と労働組合との間で労働条件をの他の合意が成立しても、合意内容が書面に記る、対象組合法14条によれば、使用者と労働組合との間で労働条件をの他の合意が成立しても、合意内容が書面に記る、分割組合法1、労働協約として組合員に対し効力が及ばないとされており、これは、確定した判例法理でもある。

(最小3判平13月13日民集55巻2月39512、都南自動車教習所事件)。したがって、本件労使合意は、可のものである以上、労働協約としての効力はないと解するのが相当である。中、この点に関し、被告は、富士電機とFD労組との間には、労使で合意した事項は、書面化すると否とを問わず、これを労働協約の一部とするという長年の労使慣行が存在しており、被告とFUNは、この慣行を承継しており、したがって、本件労使合意も前記労使慣行により労働協約としての効力を有すると主張する。確かに、証拠(乙5,7、18、19)によれば、①富士電機とFD労組との間で絡結された平成12年4月1日付けの労働協約106条には、「協議会において協議決定した事項も、と表記と認めたものは成文化し間であるとない限りこの協約の有効期間満了の日まで有効とする」と規定していること、②被告とFUNとの間との定めをしない限りこの協約の有効期間満了の日まで有効とする」と規定していること、②被告とFUNとの問とが表された同13年7月1日付け労働協約80条及び改訂された同14年11月1日付け労働協約80条にも前記①と規定が存在することが認められる。しかし、前記労働協約の文言も、成文化しない労使合意が有効であるとまでは記載しておらず、仮に成文化しない労使合意を有効とする労使慣行があるとすれば、かかる労使慣である。のみを判しておらず、仮に成文化しない労使合意を有効とする労使慣行であり、かかる情には、日頭の労使合意に、労働協約の効力、取りわけ組合合員を指していたと取り扱う労使債行が成立していたと認めるに足りる的確な証拠は存在しない。以上によれば、口頭の労使合意も労働協約として有効とする労使慣行の存在を前提とする被告の主張は、その余の点を判断するまでもなく理由がない。

以上によれば、口頭の労使合意も労働協約として有効とする労使慣行の存在を前提とする被告の主張は、その余の点を判断するまでもなく理由がない。
エ、なお、被告は、平成15年8月18日、FUNとの間で、本件労使合意を確認書という形で書面化しており、本件労使合意が口頭でなされたとの瑕疵は治癒していると主張する。
確かに、証拠(乙20、33、証人P1【1頁】)によれば、被告は、平成15年8月18日、FUNとの間で、本件労使合意を確認書という形で書面化していることが認められる。しかし、本件労使合意は平成14年6月4日のものであり、しかも、本件労使合意の内容は既に原告を含む被告社員に対し同年6月24日に適用されている本件にあっては、その後約1年以上経過後に合意内容が書面化されたとしても、その瑕疵は治癒するものではない。なぜなり、当該合意を適用後に書面化しておく必要があるからであり、当該合意を適用後に書面化しても、当該書面は法的には何らの意味がないからである。したがって、本件労使合意が口頭でなされたとの瑕疵が治癒しているとの被告の主張は、その余の点を判断するまでもなく理由がない。 小括 ォ

以上によれば、本件労使合意を労働協約、労使慣行として原告に効力を及ぼそうとする被告の主張は理由がないとい うべきである。

(2) 民法上の合意(代理)の成否

(2) 氏法上の台意(代理)の灰合ア 被告は、本件労使合意が労働協約としての効力がないとしても、合意が成立している以上、代理の法理により、その法律効果は原告に帰属すると主張する。イ 本件労使合意の当事者が原告であればともかく、本件労使合意の一方当事者は、あくまでも組合員ではなく、労働組合(FUN)である。そうだとすると、本件労使合意に、民法上の代理を観念する余地はないというべきである。よって、被告の民法上の合意(代理)の主張は、その余の点を判断するまでもなく理由がない。
(3) 原告と被告との間の個別で記述1.4年度の略級其業について大大学は合意と同一中のの明示記述1.4年度の略級其業について大大学は信令意と同一中のの明示記述1.4年度の略級其業について大大学は信令意と同一中のの明示記述1.4年度の略級其業について大大学は信令意と同一中のの明示記述1.4年度の略級其業について大大学は信令意と同一中のの明示記述1.4年度の略級其業について大大学は信令意と同一中のの明示記述1.4年度の略級其業について大学の情報をは、同意とというでは1.4年度の略級は主義について大学学院会会と同一中のの明示記述1.4年度の格別を表しましましましましましましましましましましませませませた。

(3) 原告と被告との間の個別合意(明示的、黙示的合意)の成否 ア 被告は、原告との間で平成14年度の降級基準について本件労使合意と同一内容の明示的あるいは黙示的な個別合意が成立したと主張する。 イ しかし、証拠(甲69、71、証人P2【14、15頁】、原告本人【4頁】)によれば、P2総務部長は、平成14年6月24日、原告に対し、本件降級を告げたところ、原告は、即座に、P2総務部長に対し、同年度の降級は直近2年4期の評価ポイントの合計で決まるところ、本件降級は同13年上期・下期の1年2期の評価ポイントの合計で決めたものであり、これには従えないとして異議を述べたことが認められる。 ウ 前記イによれば、原告は被告のP2総務部長に対し本件労使合意に従えない旨異議を述べており、そうだとすると、原告と被告をで間に個別合意が成立する余地はないというべきである。よって、個別合意(明示的、黙示的)が成立しているとの被告の主張は、その余の点を判断するまでもなく理由がない。 (4) 一般的労働指揮権の成否

一般的労働指揮権の成否

一般的労務指揮権に基づき、原告に対し人事権を発動し、平成14年6月に降級を指示したのであり、かか

検言は、一板門カが打拝権に至って、からに対した事情であまり、「流・・十つがに対したというである 指示は有効であると主張する。 使用者である被告が、社員である原告に対し、一般的労務指揮権を有していることに異論を差し挟む余地はない。しかし、だからといって、一般的労務指揮権から、賃金減額を伴う平成14年度降級基準(1年2期で判断する)を導き 出すことは困難というべきであり、この点の被告の主張は、その余の点を判断するまでもなく理由がない。

本件処遇規程の解釈の成否 (5)

Nも本件労使合意で、かかる解釈を承認したと主張するので、以下、この点について判断する。

明記事いのない事実等、証拠(甲10, 12, 50, 69, 乙2の1及び2, 同3, 8ないし12, 13の1及び2, 同14, 15, 23, 25, 31の2, 同33, 証人P1, 原告本人)及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。 (ア) 被告は、昭和52年12月、富十雷機と宣十選ば山次に一事工

められる。(ア) 被告は、昭和52年12月、富士電機と富士通が出資して設立された会社であり、会社設立から平成13年2月末日までの間は、いわゆる正社員と呼ばれる期間の定めなく雇用された社員はおらず、富士電機及び富士通からの出向社員が被告の仕事に従事しており、就業規則もそれぞれの会社の就業規則的、それぞれの会社の出向社員に適用された社員について、変則的な二重の労務管理が行なわれていた。被告は、前記変則的な二重の労務管理を解消するために、平成13年3月1日、富士電機、富士通から被告に出向していた社員について、社員の同意の下、出向元会社を退社させて被告に転籍させ、被告の制定した就業規則の下で勤務させることにした。(争いのない事実等(1))(イ) 被告は、平成13年3月1日の転籍に先立ち、同12年12月6日、FD労組及び富士通労働組合に対し、籍後の労働条件に関し、「あたらしい労働条件について」という冊子を交付し、これに基づいて説明した。説明の概要は、概ね次のとおりである。被告は、労働条件について、「成果主義を基本とした制度とし、年功的な要素は極力少なもくする。社員一人一人の自主性を尊重する。わかりやすいシンプルでかつオープンな制度とよする。」ことを基本とと説明した。また、被告は、一般社員の処遇に関し、職責の重さに従い I級の等級に区分し、成果と報酬よると説明した。また、被告は、一般社員の処遇に関し、職責の重さに従い I級のら収録に区分し、成果の評価ポイントの合計で決めることなどを説明した。(甲12、50、69、乙23、33、証人 P1【1頁】、原告本人【1頁】)) 頁】) (ウ)

聞いた後、 ップ制を採っている。 したが. で,

職責とは、ビジネス遂行上、各人が担う果たすべき課題を意味する。 各等級の職責の重さは、次のとおりとする。 と、上司の指示に基づき、主として定められた要領・規定・前例に従い業務を進めることに加え、簡単な応用業務を IJ.

h

Ⅱ級

正級 上司の日本に金ブラ、エこしてたのうれた文操 がた 別がいまた なが ここで 遂行できるレベル。 Ⅲ級 上司の一般的な管理のもとに、専門的・応用的な知識、技術に基づき、担当する範囲の業務を一部例外的な処理 も含め自ら企画・立案し進めることができるレベル。また、担当範囲の責任者として、プロジェクト管理等事業運営に かかわる事項の管理を行なう。

С

デース)と見ている。 評価は、上期・下期の年2回実施し、半期ごとに単独で行い、前期・翌期に左右されない。 Ⅱ級は、業務遂行状況に基づく相対評価とするが、評価ランク・評価ポイント・相対評価の分布は次のとおりであ

評価ランク 分布 10% 3 E F 20% 2 50% G 1 20%

Ⅲ級は, 目標管理制度の評価による絶対評価とするが、評価ランク・評価ポイント・定義(絶対評価の基準)は、 е

次のとおりである。 評価ランク 評価 定義(絶対評価の基準) 目標を大幅に上回る成果 目標を上回る成果 評価ポイント SS 4 S 3 Α 目標達成 目標未達 В 1 C

f

O 目標を大幅に未達 Ⅱ、Ⅲ級においては、それぞれ①、②、③、④、⑤の成果区分を設定する。 処遇の見直しは、昇級・降級・復級及び成果区分の見直しとし、毎年6月1日付けで行なう。 g

各級共通

Ⅱ級 (相対評価) 評価の組合せ

F/F, E/G

E/E

Ē/F,

成果区分 区分⑤ 区分4 区分3 区分2

F/G, E/H, G/G, F/H G/H, H/H

G/H, H/H 区分② j Ⅲ級からⅡ級への降級の場合は、下位等級の成果区分⑤に格付ける。 k 決定した当年度成果区分が前年度成果区分と比較し、2区分以上ダウンする場合は、1区分ダウンにとどめる。 (オ) 被告は、平成13年4月1日、就業規則50条及び本件処遇規程を受けて、賃金規程を制定したが、その内容は、前記争いのない事実等(5)記載のとおりであり、一般社員の賃金は、成果累積給、成果給等から構成されており、いわゆる成果主義の処遇体系を採っている(争いのない事実等(5))。 (カ) 前記(エ)(オ)のとおり、被告においては、社員の処遇体系は、職責の重さ、すなわちビジネス遂行上、各人が担う果たすべき課題に応じて、Ⅰ級から収級までの等級に区分され、また、Ⅰ級を除くそれぞれの等級が①から⑤までの5段階の成果区分に分けられており、等級及び成果区分に応じて成果給の額が定められ、等級に応じて成果累積給が定められる、いわゆる成果主義の処遇体系が採られている(争いのない事実等(6)、甲10、乙2の1及び2、603) 同3)。

(キ)。ところで、本件処遇規程によれば、前記(エ)のとおり被告社員の昇級・降級は直近2年4期の評価ポイント合計に基づき行うことになっていたところ、平成14年度の昇級・降級(同年6月1日付けで見直し)については、被告社員はいずれも同13年3月1日に富士電機、富士通から転籍してきた社員ばかりであり、同年上期・下期の評価ポ

イントしかなかったため、被告における直近2年4期の評価ポイントの合計を得ることができなかった。しかも、本件の遇規程等には、平成14年度の昇級・降級措置についての特別の定め等が設けられていなかったため、労使共に、年度の昇級・降級を経ってきかという問題に直面した。(乙8.弁論の全趣旨)(ク)以上のように、被告において社員の1年2期分の評価ポイントしか持っていない場合の本件処遇規程の昇級・降級基準である直近2年4期の評価ポイントの合計をどのように解釈するかについては、次のような解釈が可能である。第1の解釈方法は、直近2年4期と規定されているが、直近2年4期の被告での評価ポイントがない以上、平いる4年度の昇級・降級はすることができないと解する方法である。第2の解釈方法は、直近2年4月と規定されているが、直近2年4期の被告での評価ポイントがない以上、平いる4年度の累級・降級はすることができなができる。第2の解釈方法は、同同14年度の昇級・降級を行う方法である。第2の解釈の方法は、被告での評価は平成13年上期の1年2期分しかないので、同14年度は、当該評価を2倍したもので、昇級・降級を行う方法(換言すれば、2年4期の評価ポイントの半分の評価ポイントで昇級・降級を考えるという方法)である。第3の解釈方法を採り、昇級・降級を行う方法(換言すれば、2年4期の評価ポイントの半分の評価ポイントで昇級を降系を採っるととは、被告が社員の転籍時に掲げた処遇制度設計の知まれて、第1の解釈方法を採り、昇級・降級を1年16年第2の解釈方法により、存成計算を10月以上も、その過去を採り、第2の解釈方法により、第2の解釈方法と考えての解釈した。とは公平性の観点が多を探り、第2の解釈方法により、第2の解釈方法により、第2の解釈方法に以下のより、第2の解釈方法と将のよりでより、第3の解釈方法とが最も難点が少なり、労使双方とも、第3の解釈方法に入り、アトの早級・降級を終めるとい、その経緯のあらましは、次のとおりである。(乙8、12、33、1月20年)(1月20年)(1月20日) 0,21頁】)

1頁】

(1)

1年2期分の評価ポイントが1点以下の者を対象とする。 対象者のうち、所属長が、現等級(平成13年度等級)の等級定義に照らした目標設定が不可能と判断した者とす

ること
③ 降級対象者に対して十分な説明とその後の動機付けがされること
(ケ) 被告は、前記基準に基づき、平成13年上期・下期の1年2期の評価ポイントの合計が1点以下の社員17名を選び、そのうち11名について、所属長の判断で降級させた。ちなみに、原告の平成13年上期・下期の成績はいずれもCで評価ポイントの合計が0点とされており、また、富士電機での同12年上期・下期の成績もいずれもCで評価ポイントの合計が0点とされていた。このため、被告は、前記第3の解釈方法を採った場合は勿論のこと、第2の解釈方法(平成12年度は親会社の評価を使用する)を採った場合も、降級の対象者になる。なお、原告を除く10名の降級者は、被告の降級処分に何ら異議を述べず、これに従った。(乙13の1及び2、同14、15、25、31の2、証人P1【43頁】、弁論の全趣旨)ウ 当記イで認定した事実によれば、①本件処遇相程によれば、被告社員の見級・降級は直近2年4期の評価ポイントの前記人で認定した事実によれば、①本件処遇相程によれば、被告社員の見級・降級は直近2年4期の評価ポイントの

~ なお、原告は、本件処遇規程によれば、平成14年度の降級は同年6月1日で行うべきところ、同月24日に行って いることを捉え、違法であると主張するが、被告は、同月分は降級前のⅢ級成果区分③の給与を支払っており、同年7

月分以降になって降級後のⅡ級成果区分⑤に該当する給与,賞与を支払っているのであるから,何ら問題となる点はな

月分以降になって降級後のⅡ 秋成米区刀のに該当する配子、貝子でス加っているのである。。 この間をこるである。 2 被告の原告に対する平成13年上期・下期の評価の相当性(争点(2)) (1) 前記1によれば、被告は、平成14年度は、同13年上期・下期の1年2期の評価ポイントの合計が1点以下のⅢ級職の社員をⅡ級職に降級させることができるということになる。そして、被告は、原告はⅢ級成果区分③であったところ、平成13年上期・下期の成績がいずれもCと評価ポイントの合計が0点であったため、前記基準に照らし、同14年6月に、Ⅱ級成果区分⑤に降級させたと主張する。被告の主張が成り立つためには、被告が原告につけた平成13年上期・下期の評価であるCが相当でなければならないところ、被告は当該評価は相当であると主張し、原告は不知当でなるストーで争うので、以下、この点について判断する。 相当であるとして争うので、以下、この点について判断する。

認定事実等 前記争いのない事実等(4),前記1(5)イ(エ),証拠(甲10,53,54,乙2の1及び2,同4,14,21,27,28,29の1及び2,同32,証人P2,原告本人)及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められ

る。原告は、平成13年3月、被告に転籍し、総務部に配属された。総務は、5つある職種グループのうちの事業企画職に属する職種区分であり、全社を束ねる部門として、庶務、広報、事務所管理、設備備品管理等を担う職場支援部門・サービス部門である。(甲10、乙2の1及び2、同32、証人P2【1頁】)
イ 被告では、すべての職種区分において、等級ごとに求められる役割(職責の重さ)を本件処遇規程2条で定め、また、各職種区分において、等級ごとに求められる役割を等級定義書において定めている。ところで、原告は、平成13年6月1日、Ⅲ級成果区分③に格付けされたが、本件処遇規程2条及び総務等級定義書に記載されているⅢ級職の社員の役割は、次のとおりである。(今いのない事実等(4)、前記1(5)イ(エ)、甲10、乙2の1及び2、同4)

かかわる事項の管理を行う。 (イ) 総務等級定義書(乙4)

かかわる事項の管理を行う。
(イ) 総務等級定義書(乙4)

Ⅲ級 戦略 ・総務業務制度の企画立案の際に必要となる①職場ニーズの情報収集、②制度運用状況の把握を行う。
カスタマ ・一般的な事例や案件について、③職場への提案や交渉、支援を行う。
・各総務業務制度の内容を正しく理解し、④和場場からの担当する総務事項に対する相談に対応する。
・⑤社外の取引先や関連する各社と当社の窓の担当当なを行う。
・自部門のみならず。⑥各関連部門と連携して対応を行う。
ウ 被告においては、Ⅲ級職の社員の成績評価に当たでは、目標管理制度が適用となり、その評価は、絶対評価がされる。そして、目標管理制度の下にある社員は、各年度の上期、下期において、同人が所属書でのより、その評価は、絶対評価がされる。そして、目標管理制度の下にある社員は、各年度の上期、下期において、同人が所属書での「成果手価の「成果ととなる目標」欄に、いるの知の出当業務の課題を決める。次いで、過数社員は、目標達成に向けた取組等を具体的に記入し、これを所属表に提出する。部門の日本を所持し、所属人となるる目標」欄に、日標達成に向けた取組等を具体的に記入し、これを所属表に提出する。これ、当該社員が目標で価シートの「計算する。四級職の社員が目標を作成前にした目標評価シートの「再表を所持し、所属長は、その写しを所属を完成社員が目標で値から、「属して、明確でいるというに、関連が関係でいるない事実等(44)、「国・おで被告に提出する時期は、上期が5月末日ころ、下期が11月末日ころである。(争いのない事実等(44)、「11日本で被告に提出する時期は、上期が5月末日ころ、下期が11月末日ころである。(争いのない事実等(44)、「11日本で被告に提出する時期は、上期が5月末日ころ。「11日本の自己評価、評価等の各上のに、11日本でである。これを被告に提出する時期の力のない事実にとして、11日本のの対象務目標である。これを被してのコメを記入して、11日本のののうちの成果をあげた、各個別業務目標のウェイトを記入して、11日本のののうちの、11日本ののでは、11日本のののうちの、11日本ののでは、11日本のののでは、11日本のには全社的に評価の調整を行い、社長に報告をして最終のな評価の確定がされる。(甲53、54、乙32、証明には全社的に評価の調整を行い、社長に報告をして、11日本のにでは13年期間はは提出を求めたのにでは13年期の日標証価シートを上期期間はは提出を求めたのにでは13年期の日標証価シートを上期期間は提出を求めたのにでは13年期の日標証価シートを上期期間はは提出を求めたのにでは13年期の日標証価シートを上期期間には提出を求めたのにでは13年期の日標証価シートを上期期間はは提出を求めたのにでは13年期の日標証価シートを上期期間はは提出を求めたのにでは13年期の日標証価シートを上期期間はは提出を求めたのにでは13年期の日標証価シートを上期期間はは提出を求めたのにでは13年期の日標証価シートを上期期間は対別に対しているに対しまれば、13年期の日標証価シートを上期期間はは提出を求めたのに可能は対しまれば、13年期の日標証価シートを上期期間はは提出を対しているに対しまれば、13年間に対しまれば、13年

2【1頁】)

所管投資は、原告の平成 13年上期の成績をCと評価し、これをP 2総務部長に伝えた。(229の 1 及び2、同3 2、証人P2【10、24、25頁】) カ P 2総務部長は、原告に対し、前記人事部の所管役員の判断(C評価となったこと)及びその理由を伝えたが、原 告から異論はでなかった。被告では社員の評価に関しては、評価に不服の社員は、所属長の上司(原告の場合は事業統 括部長)に対し、異議を申し立てることができる制度を設けている(以下「本件異議申立制度」という)が、原告は、 平成13年上期の評価について、異議申立てをしなかった。(232、証人P2【26、27頁】、原告本人【10 頁】

原告は、平成13年下期には、期初に、被告に対し、目標評価シートを提出した。原告は、当該目標評価シート

に、設定した個別業務目標及びウエイトとして、①安全衛生規程及び要綱の完成(25%)、②新しい会社案内の作成(25%)、③オフィスの整理整頓の推進(25%)、④ α 地区環境 I S O の推進(25%)と記載した。原告は、平成 1 3 年下期が終了し、当該目標評価シートに、自己の評価として、前記①、②についてはA、③についてはB、④についてはS S と評価し、二れを記載し、P 2 総務部長に提出した。これに対し、第 1 次評価者の P 2 総務部長は、前記②については、規程は完成したが要綱については案が提出されたのみで、その後の進展がないことから B と評価し、前記②については、大幅な修正が入り、折衝力、交渉術については、いに問題が残ったとして C と評価し、前記③については、各職場への働きかけ、クリーン運動後のフォロー等が物足りないとして C と評価し、前記④については、評価できるとして A と評価した。そして、P 2 総務部長は、総合評価として、「全体として、仕事に取り組む姿勢に物足りなさを感じる。特に、総務部門として要求される折衝力、交渉力に欠け、仕事の場面、場面において主導権を取れていない」として C と評価し、当該評価を人事部に上げた。人事部も、原告の平成 1 3 年下期の評価について、P 2 総務部長と同様、C が相当であると評価した。(甲 5 4 、乙 1 4 、2 1 、2 8 、3 2 、証人 P 2 【8 ないし 1 0 頁、1 7 ないし 2 0 頁、2 5 頁】)ク P 2 総務部長は、原告に対し、前記キのとおり、原告の平成 1 3 年下期の評価が C であること及びその理由を伝えたが、原告から異論はでなかった。原告は、平成 1 3 年下期の評価についても、本件異議申立制度を利用して、事業統括部長に対し、異議の申立てをしなかった。(証人 P 2 【 2 6 、2 7 頁】、原告本人【 1 0 頁】、弁論の全趣旨)(3)当裁判所の判断

当裁判所の判断

的確な証拠は存在しない

的確な証拠は存在しない。 イ そうだとすると、被告が、平成13年上期・下期の成績評価をもとに、原告を平成14年6月に、 \square 級成果区分③から \square 級成果区分⑤に降級させたのは相当であったというべきである。 3 被告の原告に対する平成14年上期・下期の評価の相当性(争点(3)) (1) 被告は、原告は平成14年6月 \square 級成果区分⑤に格付けられたところ、同年上期・下期の成績がいずれもGであったために、本件処遇規程に基づき、成果区分の見直しを行い、同15年6月1 \square 級成果区分④に格付けたと主張する。前記2で判断したとおり、被告が原告を平成14年6月に \square 級成果区分③から \square 級成果区分⑤に降級させたことは相当であるところ、原告の同年上期・下期の評価が被告の主張どおりGが相当であるならば、被告が原告の成果区分を見直し、 \square 級成果区分④に格付けた措置は相当であることになる。そこで、以下、被告の原告に対する平成14年上期・下期の評価(G)は相当であったか否かについて判断する。 年上期・下期の評価(G)は相当であったか否かについて判断する。 認定事実等

則記事いのない事実等(4),前記 1(5)イ(エ),証拠(甲20,乙21,32,証人P2)及び弁論の全趣旨によれば,次の事実が認められる。ア 本件処遇規程によれば,成果区分の見直しは,前年度上期・下期の評価により,毎年1回,毎年6月1日付けで行うこととされている。そして, Π 級職の社員の成績評価に当たっては,目標管理制度の適用はなく,業務遂行状況に基づく相対評価がされるところ,次の基準で行うとされている。ただし,決定した当年度成果区分が前年度成果区分と比較し,2区分以上ダウンする場合は,1区分ダウンにとどめるとされている。(争いのない事実等(4),前記 1(5) (エ)

(ア) E/E E/F, 評価の組合せ 成果区分 区分⑤ 区分④ F/F, E/GF/G, E/H, G/G, F/H区分③ G/H, <u>H</u>/H 評価ランク 評価ポイント 3 10%

20% G 50% 1 20% Н

日 1 50% 1 1 1 2 0% 1 1 1 2 0% 1 1 1 2 0% 1 1 1 2 0% 1 1 1 2 0% 1 1 1 2 0% 1 1 1 2 0% 1 1 1 2 0% 1 1 1 2 0% 1 1 1 2 0% 1 1 1 2 0% 1 2 0% 1 2 0% 1 1 2 0% 1 2 0% 1 2 0% 1 1 2 0%

同15年9月、これを取得したことが認められる(甲32ないし36、51、58、65、66、弁論の全趣旨)が、他方、原告1人の力で新宿地区での環境ISOを取得できたわけではないこと(乙29の1及び2、同32、証人P2【1、2頁】、弁論の全趣旨)等に照らすと、新宿地区の環境ISOの取得をもって、前記平成14年下期の原告の評価を大力を事由との対策にある。

(3) 当裁判所の判断

4 結論 以上の検討の結果から明らかなとおり、被告が原告の処遇につき、平成14年6月にⅢ級成果区分③からⅡ級成果区分⑤に降級させ、同15年6月にⅡ級成果区分⑤からⅡ級成果区分④に成果区分の見直しをしたことはいずれも相当であり、これに従った給与、賞与の支払は何ら問題がないということになる。よって、原告の請求はいずれも理由がないのでこれを棄却することにする。 東京地方裁判所民事第36部 裁判官 難波者

裁判官 難波孝·